

令和5年度廃棄水道メーター等売却公告

廃棄水道メーター等を売却するため、下記により一般競争入札（せり売り）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告します。

令和5年9月7日

三田市水道事業

三田市長 田村 克



1 せり売りの件名、執行する日時及び場所

- ① 件名 令和5年度廃棄水道メーター等売却
- ② 日時 令和5年10月3日（火）10時00分
- ③ 場所 三田市三輪2丁目1番1号 三田市役所3号庁舎2階 3202会議室

2 売却物件

水道メーターφ	13mm	1, 212個
	φ 20mm	2, 556個
	φ 25mm	65個
	φ 30mm	27個
	φ 40mm	58個
	φ 50mm	49個
	φ 75mm	6個
	φ 100mm	3個
	φ 150mm	1個
	合 計	3, 977個
補足管	φ 50mm以上	57個
	合 計	57個

(注1 メーター等の個数は目視での確認のため、各口径の個数や補足管の個数について、若干の増減があります。)

(注2 電子・遠隔式メーターの通信コード、遠隔盤は売却するメーターに含みます。)

(注3 口径が50mm以上のメーター等には、接続金具、金属ネジ、受信器を含むものもあります。)

(注4 売却するメーター等は、計測器や外装部分等を分別しない有姿引渡です。)

(注5 売却物件の収容箱は引き取りとなります。)

3 日程

内 容	期 日 等
せり売り参加申込期間	9月7日(木) ～9月28日(木)17時30分まで
質問受付期間	9月7日(木)～9月19日(火)
せり売り告示期間	9月7日(木)～9月22日(金)
質問回答期日	9月26日(火)
売却物件の見学	9月7日(木)～9月28日(木)
せり売り執行	10月3日(火)10時(9時45分受付)
売払い金額の納付	10月10日(火)まで
売却物件の搬出	10月13日(金)まで

4 最低売払い価格（せり売り開始価格）

680,000円（消費税及び地方消費税抜き金額）

748,000円（消費税及び地方消費税込み金額）

5 せり売り資料閲覧場所及び告示期間

- ① 閲覧場所 三田市三輪2丁目1番1号 三田市役所3号庁舎1階 上水道課
- ② 告示期間 令和5年9月7日(木)～9月22日(金)

6 せり売りに参加する者に必要な要件

- ① 三田市の令和5年度の入札等参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 兵庫県公安委員会の金属くず商許可証の写しの提出。
※兵庫県外に営業所等がある事業者は、取引をする者の兵庫県公安委員会の金属くず行商の証の写し。および、営業所等のある都道府県の金属くず商の営業の許可または届出が確認できる書類の写し。（許可または届出制度のある場合のみ）
- ③ 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または、暴力団員が経営を実質的に支配している会社等でないこと。
- ⑤ せり売りへの参加申込を行った者又はその代理人であること。

7 入札（せり売り）保証金、契約保証金 免除します。

8 契約書作成の要否 否

9 売却物件の見学

三田市三田町38番17号 三田市役所 上下水道部 下山取水場

※見学ご希望の場合は事前に上水道課まで申し出てください。なお、見学期間は9月28日(木)までとします。(9時30分から17時まで。土日祝を除く。)

※見学で売却物件の確認を行わずにせり売りに参加いただくことも可能ですが、売却物件に関するすべての事項を了承した上で参加しているものとみなします。

10 質問に関する手続き等

① 質問期間

令和5年9月19日(火) 17時30分まで

② 質問方法

メールまたはファクスにて上水道課まで問い合わせること(様式任意)

③ 回答方法

令和5年9月26日(火) 17時30分までにホームページにて回答を掲載します。
三田市のホームページ→「しごと・産業」→「入札・契約」→「入札情報」→「一般競争入札」→「(せり売り)一般競争入札情報(令和5年度廃棄水道メーター等売却)」

11 せり売り参加申込先及び期限

① 申込先 三田市三輪2丁目1番1号 三田市役所3号庁舎1階 上水道課

② 申込期限 令和5年9月28日(木) 17時30分まで

③ 申込書類

(1) せり売り参加申込書(様式1)

(2) 誓約書(様式2)

(3) 兵庫県公安委員会の金属くず商許可証の写し。

※兵庫県外に営業所等がある事業者は、取引をする者の兵庫県公安委員会の金属くず行商の証の写し。および、営業所等のある都道府県の金属くず商の営業の許可または届出が確認できる書類の写し(許可または届出制度のある場合のみ)

(4) 委任状(入札に代理人が出席の場合のみ)(様式3)

④ 申込方法

三田市のホームページ→「しごと・産業」→「入札・契約」→「入札情報」→「一般競争入札」→「(せり売り)一般競争入札情報(令和5年度廃棄水道メーター等売却)」から様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、三田市役所3号庁舎1階 上水道課まで持参または郵送してください。(ファクスでの申込は認めません。)

1.2 せり売り当日の手続き等

- ① 会場への入場時（入札時間15分前に受付を行いますので、必ず入札15分前にはお越しください。）に座席及び番号を決めるくじを引いていただき、くじに記された番号と同じ番号札のある席に着席してください。参加者が代理人である場合には委任状（様式3）を着席前に提出していただきます。
- ② せり売りの方式は、予定価格（最低売払い価格）を開始価格とし、最小単位を1万円単位とした、せり上げ方式とします。
- ③ 参加者による金額の提示は、口頭で金額を宣言することにより行うものとします。この際、宣言金額は消費税及び地方消費税を除いた額としてください。
- ④ 価格を宣言する場合は番号札を挙げ、執行者の指示ののち宣言してください。
- ⑤ せり売り開始時には、「番号札を挙げた方の中で最も若い番号の方」に、執行者が価格宣言の指示をします。その指示に従って宣言してください。なお、一度宣言した価格は撤回できません。
- ⑥ 2回目以降、同時に複数の方が番号札を挙げた場合には、「番号札を挙げた方の中で若い番号の順番」に執行者が価格の宣言の指示を行いますので、その指示に従って宣言してください。以後これを繰り返します。
- ⑦ 番号札を挙げる方がなくなった時点で、執行者は、「その時点での金額と最高額提示者を3回呼び上げるとともに、それより高い金額を提示したい方は札を挙げるよう」指示します。それでも札を挙げる方がいない場合は、せり売りを終了します。

1.3 買受人及び契約金額の決定

せり売り終了時に、最高額を提示した方を買受人とし、終了時点での金額に消費税及び地方消費税を加えた額をもって売払い金額とします。

1.4 せり売りの無効

本公告に示したせり売りに必要な資格のない者が宣言した金額は無効とします。

1.5 代金の納入

買受人決定後、売払い金額の納付書を作成してお渡ししますので、指定金融機関もしくは、上水道課窓口で納付してください。

代金の納付期限は令和5年10月10日（火）とします。

1.6 売却物件の引渡及び撤去

① 引渡

現状で引き渡すものとし、納付書による代金納付をもって引渡を可能とします。なお、当市で代金の納付確認がとれる（金融機関から通知がある）まで納付後1週間程度かかる場合がありますので、領収書を持参していただければ、それをもって納付確認とします。

② 撤去

売却物件は代金納付後、令和5年10月13日（金）までに撤去してください。搬出にあたっては上下水道部職員が立ち会いますので、上水道課担当と連絡を取り調整してください。

引き取りにあたっての積込の諸費用及び運搬費用は買受人の負担とします。

引き渡し後に発生した売却物件に対する異議は一切受け付けないものとします。

1.7 その他

この公告に定めのない事項については、地方自治法・施行令及び三田市契約事務規則（平成17年三田市規則第7号）に基づき処理をすることとします。

問い合わせ先

三田市上下水道部 上水道課（担当 仲）

電話番号 079-559-5156

ファクス 079-562-0810

メール jyosuido@city.sanda.lg.jp